

後見制度支援信託の概要と考察

伊 室 亜希子

参考文献：浅香竜太・内田哲也「後見制度支援信託の目的と運用」金法1939号30頁
寺本恵「後見制度支援信託の概要」金法1939号41頁

I 後見制度支援信託創設の背景

1 後見制度支援信託の創設

平成22年最高裁判所事務総局家庭局からの提案、法務省民事局、信託協会3者で勉強会。
→平成24年4月より運用開始

2 制度創設の背景

成年後見制度における後見人（とくに親族後見人）の不正事案対策

①成年後見制度の需要の増加

後見等開始事件 平成12年6,693件→平成22年約3万件（うち後見開始2万4,905件）

高齢者人口の増加、認知症高齢者の増加→後見開始事件の申立、認容件数の増加予想

②不正事案の現状

平成22年6月から平成23年6月まで

不正行為が判明した事案 239件（後見192件） 被害総額約26億3,000万円

③不正防止策

その1：家庭裁判所の監督

後見人から提出された報告書の審査、家庭裁判所調査官による調査、

後見人に対する審問、預金口座に関する金融機関への照会など

→事後チェックに限界

その2：専門職（弁護士、司法書士等）による後見人、後見監督人の就任

→専門職の後見人や後見監督人の安定的供給は困難

本人の財産額が多額とはいえないものを含むすべての事件で専門職後見人等を選任することは、報酬総額との関係で実際的ではない。

後見事務について専門職としての知見や経験が必要な場面→専門職の関与

3 後見制度における信託の活用

(1) 信託制度の特徴

①信託財産の独立性（倒産隔離機能）：信託財産は原則として、受託者の倒産手続から悪影響を受けない。

・受託者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、破産財団に属しない（信託法25条）。

・委託者個人・受託者個人に対する債権者は、信託財産に対して、強制執行・仮差押、担保権実行等を行うことができない（信託法23条）

②受託者責任：受託者の義務

善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等

営業信託の場合、受益者等を保護する観点から、信託業法や兼営法に基づく当局の監督を受ける。

→重い受託者責任のために、信託目的に応じて柔軟な仕組みを設計できる。

(2) 財産保全のための信託の活用

顧客分別金信託（金融商品取引法）、加入者保護信託（社債、株式等の振替えに関する法律）、発行保証金信託・履行保証金信託（資金決済に関する法律）

英会話学校の前払い受講料、結婚相談サービス業者、エステティック業者の前受け金の保全措置として信託設定

高齢者・障害者の財産管理システムとしての信託の活用（遺言代用信託、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託など）

II 後見制度支援信託の概要

1 制度の概要

本人の財産のうち、日常的な支払をするのに十分な金銭は預貯金等として親族後見人の管理下に残し、入所施設の毎月の費用や日々の生活に必要な支払を柔軟に行うことができるようにした上で、通常使用しない部分を信託銀行等に信託するもの

2 事前チェックの仕組み

家庭裁判所の関与

信託契約の締結、一時金の交付、信託契約の変更・解約の手續に際して、家庭裁判所の発行

する指示書（家事審判規則84条にもとづくもの）が必要
（指示書を受託者である信託銀行に提出）

第84条〔後见人への指示〕家庭裁判所は、何時でも、後见人に対し被後见人の療養看護、その財産の管理その他の後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができる。

3 必要な場面における専門職の活用

- ・ 信託契約の締結に至るまで→専門職後见人：収支予定の作成、信託条件の設定
- ・ 信託された財産の収支→信託銀行等が行う
- ・ 日常的な生活費等の収支→親族後见人：手元の預貯金によって管理

(1) 専門職関与の方法

① 複数選任方式：親族後见人プラス専門職後见人

専門職後见人：将来の生活設計に沿った収支予定の作成や信託条件の設定
→家庭裁判所の許可を得て辞任→親族後见人が単独で後見事務を行う

② リレー方式

まずは専門職だけを後见人に選任し、信託契約の締結後に親族に後见人を交代

③ 監督人方式

親族後见人を選任するとともに、専門職を後見監督人に選任し、親族後见人が専門職後見監督人の監督のもとで信託契約を締結した後、専門職後見監督人が辞任

(2) 日常的な後見事務に必要な金銭

→後见人は、日常の収支に十分な金額の預貯金を手元で管理

月々の収入も後见人が受領

収支の赤字が見込まれる場合には信託財産から定期的に送金を受ける

臨時に多額の支出が必要となり、信託財産の払戻を要する場合

月々の収支が変わり、定期交付金額の変更を要する場合

→支出や変更の必要性と金額を裏付ける資料が提出されれば、家庭裁判所において速やかに指示書を発行することが可能

指示書を発行した場合には、払い戻した信託財産が指示どおりに使用されたことについて報告を求めるなどして確認

Ⅲ 後見制度支援信託の内容

1 当事者

(1) 利用対象者

- ・成年後見制度の成年後見類型における被後見人
- ・未成年後見制度の被後見人
 - ×被保佐人、被補助人、任意後見制度の本人は利用対象外
 - ∴特定の範囲の代理権しか有しないので、信託契約を締結するのに適さないから。

(2) 自益信託

①委託者兼受益者：被後見人

信託契約の締結などの法律行為は、被後見人の法定代理人である後見人が被後見人を代理して行うことになる。

後見人が信託契約の締結や解約などを行う場合、家庭裁判所から指示書の発行を受け、その謄本を受託者に提出することが必要

②受託者：信託業務を営む金融機関

2 信託目的・信託財産

信託目的：受益者（被後見人）の財産を保護し、もって生活の安定に資すること
元本補填契約の付された指定金銭信託の活用

営業信託では原則禁止（信託業法24条1項4号）

信託銀行等では一定の信託に限り認められる（兼営法6条）。

※指定金銭信託：同一約款に基づく多数の信託行為によって集められた信託財産を一個の運用団にまとめて運用（合同運用）する金銭信託

預金に類似 予定配当率に基づいて配当が行われる。預金保険制度の対象。

※金銭信託：信託契約時の財産（当初信託財産）が金銭であり、信託終了時に信託財産を金銭に換価して受益者に金銭で交付する信託。

→後見制度支援信託の当初信託財産は、金銭に限られる。

信託できる財産は金銭のみ→現金および解約した預貯金等

株式等の金融商品の売却、換金は個別の事案ごとに考える

保険の解約や不動産の売却は想定されていない

信託する財産の範囲は本人の（推定的）意思・利益に反するかどうかの観点も考慮

例）遺言の対象財産を信託の対象外とする

3 信託契約期間、終了事由

①成年後見の場合：被後見人の死亡、被後見人の後見開始取消審判が確定

②未成年後見の場合：成年に達した日、被後見人の死亡

ただし、信託の継続期間が短い場合（最低信託期間が定められている場合がある）には、成年到達後も当然には信託は終了せず、本人が指示書を得ることなく自由に解約できるものとして存続することがある。

成年到達後、受益者は、単独で法律行為を行えるので、一時金交付、信託の変更、解約にあたって、指示書の謄本の添付は不要

親権の回復等による親権者の存在→指示書の謄本を添えることなく、信託契約を解約できる。

③共通の終了事由

信託金額が定期交付の金額1回分に満たなくなった場合

信託契約が解約された場合

受託者辞任の場合

暴力団排除条項の適用がある場合

IV 手続

1 信託契約締結時

①家庭裁判所 後見制度支援信託の利用が適当な事案と判断

②弁護士、司法書士等の専門職を後見人や後見監督人に選任

専門職の後見人等による利用の適否の判断を踏まえて、後見制度支援信託を利用するか否かを決める

③後見人は、後見制度支援信託を利用することが適当であると判断した場合

家庭裁判所に対して後見制度支援信託に係る信託契約を締結することについて「報告書」を提出

家庭裁判所がその内容を確認した上でこれに応じた「指示書」を後見人に対して発行する

記載内容：特定の信託銀行等との間で後見制度支援信託契約を締結すること

当初信託財産の金額、定期交付金の金額

（後見人が財産目録、収支予定表を作成した上でこれに基づいて設定）

契約申込みの期限

④指示書は後見人が家庭裁判所から交付された謄本そのものを受託者に提出（家庭裁判所書記官の職印）

2 信託契約期間中

信託契約締結後の諸変更

- ・医療目的の支払などのために多額の費用を要する場合に、後見人は、家庭裁判所に対して一時金が必要な理由などを疎明して一時金の交付について、報告を行い、指示書の発行を受ける。後見人は指示の日から一定の期間内に、指示書の謄本を添えて、受託者に一時金の交付請求を行う。
- ・被後見人に予定外の収入（保険金の受取など）が生じた場合、後見人には、家庭裁判所に報告をして指示書の発行を受け、信託財産に金銭を追加する（追加信託）ことができる。後見人は、指示書から一定の期間内に、指示書の謄本を添えて、受託者に追加信託を申し出る。
- ・信託の変更や解約
- ・後見人の変更
 - 信託契約の内容ではないが、重大な事情変化
 - 後見人の資格喪失・選任・住所変更や被後見人の死亡・後見開始取消審判の確定・住所変更などの事由に応じて、後見人や被後見人の相続人が受託者に対して届出を行うこととしている。
- ・受益者に対する報告
 - 受託者は、受益者（後見人）に対して、定期的（年1回以上）に信託財産の残高等について報告書を作成・送付する

3 信託終了時

受益者に対して、指定金銭信託約款に基づいて計算される信託財産から、特約に基づく信託報酬などを差し引いた信託財産が、金銭で支払われることになる。

受益者死亡の場合は、相続人に支払われる。

V 後見制度支援信託の利用をすべき事案

1 後見制度支援信託を利用する必要がない、または相当でない場合。

①専門職を後見人に選任すべき事案

- ・財産管理に専門的な知見を要する場合
（訴訟等への対応が必要な場合や賃貸不動産が多数ある場合）
- ・後見事務を任せられる親族がない場合
- ・親族間に紛争が有る場合

- ②信託できない財産が相当程度あるため、後見制度支援信託では財産保護が十分に図れない場合
(本人の財産が多額なほど、株式等の信託できない財産が多く含まれる可能性が高い)
- ③本人の財産が少ない事案では、費用対効果の観点から、専門職の関与も後見制度支援信託の利用も困難

2 利用すべき事案

財産管理に専門的な知見を必要とせず、後見事務を任せられる親族がいる場合
財産が預貯金を中心としたものである場合

【若干の検討】

1 制度趣旨について

後見制度支援信託の制度設計には、専門職が後見人につくことが不正防止策だという前提がある。後見人は包括的な代理権を有しているため、親族後見人だけではなく、専門職後見人にも、悪用の芽はあり、本来は、専門職の不正防止策も必要である。

しかし、とりあえずは、件数の多い親族後見人の不正防止策を考えること自体が悪いわけではない。この後見制度支援信託においては、親族後見人には、多額の現金を預けないということがポイントである。そして親族後見人、専門職後見人、家庭裁判所、信託銀行で被後見人の財産を守るという点で、一定の成果がでることが期待される。

2 信託の利用について

高齢者の財産管理で信託を使う場合に、専門職が受託者となることには、信託業法の壁がある(信託業法上、信託業を営むためには、内閣総理大臣の免許・登録を受けなければならない。兼営法上、銀行等の金融機関が信託業を営むためには、内閣総理大臣の認可を受けなければならない)。後見制度支援信託では、受託者は信託銀行で、専門職は後見人(あるいは後見監督人)という形をとるので、その点、問題はない。

3 信託する財産の範囲

この制度の問題は信託できる財産が金銭に限られているということである。本来、信託財産にそのような制限はないが、元本補填契約の付された指定金銭信託が信託契約の種類として定められているためである。

これでは、実際に後見制度支援信託の利用できる場合が限られるように思われる。財産は現金・預金を中心となるが(おそらく居住不動産くらいはあっても大丈夫であろう)、金

融機関のホームページでは3,000万円以上を信託するとあったので、ある程度の財産がなければならぬ。不動産、株式等の後見制度支援信託では信託できない財産が多くある場合には、利用は難しい。

また、預金保険の対象としては1,000万円までしか保護されないが、信託銀行の分別管理義務で信託財産は保護されているはずであるし、倒産隔離機能もあるので、その点は大丈夫であろう。

4 親族後見人について

これまでは後見人として自由度がかなりあり、柔軟に、また緊急時にも適切な判断ができた。それが、指示書待ちということで、親族後見人の判断が否定され、または緊急時に対応が遅れるということはないか。

身上監護について、緊急時の判断はありうるが、財産管理についていえば、それほど緊急性があるとはいえない。また、親族後見人の不正の防止という観点から、後見人の自由度が下がってもやむをえないところがある。あとは家庭裁判所の運用次第である。

また、積極的に親族後見人が動かず、必要な一時支出について、家庭裁判所に申請をしない。あるいは、保険金等が入ったのに、追加信託をせず、横領するといったことも考えられる。これは家庭裁判所の事後チェックに頼らざるをえない。これは、後見制度支援信託だけの問題ではなく、後見制度一般の問題である。

【付記】本報告レジュメは、2012年6月27日に開催された共同研究・成年後見研究会における報告をもとに、加筆、修正したものである。